

ちなどを含む)からの配慮・理解の欠如、プライベートを犠牲にしなくてはいけないこと等に関する負担や不満が多く挙げられていることがわかった。

こうした結果から、小規模化するにあたって採用する施設が増えるであろう「住込み」という勤務体制に伴う負担や不満内容について十分理解したうえで、必要なバックアップ体制を充実させる必要があることがわかる。

例えば、住込み職員の休日や休暇を確保し、十分にリフレッシュできるよう配慮する、「住込みだから」という理由だけで所定の勤務時間を無視して呼び出したり、仕事を任せっきりにしたりしない等の対応や職員のストレスマネジメントやスーパービジョン体制の整備といった配慮が必要になるだろう。

表5 住込み勤務に関する負担感

子どもとの 距離感を とれない	職員寮が食堂の上にあるので、休日など外出時に子どもと会う。職員寮の場所を変えて欲しい。
	住込みのため、1日の不満や不安を解決せず、ただ勤務をこなすだけの日も多い。そのため、ゆとりや余裕がなく、子どもに対しての援助も納得いくものではない。
	施設敷地内に寮があると休日や休憩中も子どもの声が聞こえ、職員や子どもに呼び出されたりするため、自分の時間が保障されず、不満がつのる。
	部屋へ戻っても子ども達の声が聞こえ、十分な休息がとれない。そのため、子どもと関わるときに影響が出る。
	担当の子どもと時間をおきたいと思ってもおけず、イライラを子どもにぶつてしまふこともある。
	勤務時間外でも子どもと常に一緒に休憩できずストレスがたまる。
	トイレやお風呂を子どもと一緒に使うことが苦痛。休日でも呼び出される。
精神面などへの 配慮がない	住み込み体制の必要性は感じられるが、住み込み職員の精神面が配慮されていないように感じる。
	長時間職場にいることが当前になっている。「近くだから」と言われる。精神的に怖い(電話や足音)。
	住み込み職員に対する子どもや他職員の理解が足りない。
プライベートが ない	休日出勤が当然である。プライベートがない。
	勤務時間が決まっておらず自分の自由がきかないし、プライベートもつくれない。
	自分自身の時間を確保することが大切。
	園にいる時間が長く、息抜き・休息できない。
寮の場所への 要望	職員寮は施設敷地外にして欲しい。
	職員寮は施設敷地外にして欲しい。
良好な関係づくりの ための配慮	住み込みの職員集団なので、個々の職員の感情が入りすぎると関係が悪くなるため、心理職など第三者を入れて話し合うようにしている。

図1 乳児院におけるケア単位の小規模化に関する提案

乳児院におけるケア単位の小規模化に関する提案(平成16年6月3日)

1. 乳児院におけるケア単位の小規模化の必要性

ケア単位の小規模化は、乳幼児の発達に必要な環境を保障するために不可欠な基本的条件である。

<理由>

(1) 子どもの養育のあるべき姿が実現できる(乳幼児の養育の原則)

乳幼児期は、養育者と子どもの情緒的つながりが重要な時期である。

養育者は、子どもが自ら保護してくれる者を求めるこの時期に、その求めに十分に応え、安全な環境で暮らしているという安心感と精神的な安定を与える必要がある。とくに0歳児(乳児)には、養育者が1対1でかかわることが基本である。

(2) 分離体験をもつ子どもたちは、心を安定させることができる

乳児院に暮らす子どもたちは、親や家庭との分離体験をもっている。

そういった子どもたちに信頼と安心感を与え、他者との関係性を回復させるために、子どもと養育者の情緒的つながりに一貫性をもたせなければならない。

情緒的つながりである「愛着」が成立し、その行動をもっとも強く示す乳幼児期に、特定の養育者をつねに求められる生活集団の小規模化を実現すれば、他者との関係性を速やかに回復し、また深めることができる。

(3) 一般家庭に近い養育形態で愛着形成が実現できる

愛着関係形成期の子どもには、同じ養育者が、個別に十分なかかわりがもてる養育形態がふさわしいことから、従来より乳児院では現状の配置基準の中で工夫し、個別担当制を重視したケアを実施してきた。

その実践の積み重ねから、愛着形成をより深めるためには、生活集団の規模や生活環境は、一般家庭に近い、より小規模であることが望ましいといえる。

2. 全国乳児福祉協議会が目指す方向性

全乳協は、平成16年5月にまとめた「社会的養護を担う乳児院機能の発展・強化のために～乳児院機能の具現化に向けた提言～part1」において、子どもの自立を促進するために必要なポイントとして「小規模化」を提案している。

乳児院での生活を考えるだけでなく、子どもの家庭復帰や家庭再統合を考える上でも、子どものその時々の状態に応じた対応を図ることができ、また、家庭的な環境での養育の連続性が見込める、ケア単位の小規模化は、これから乳児院に必要な方向性である。

全乳協としては、以下に示すいくつかの選択肢に該当する乳幼児を対象として、各施設それぞれの状況に応じたケア単位の小規模化に取り組みたい。

3. ケア単位の小規模化の 6 つの提案

乳児院において、ケア単位の小規模化を図る際に、対象として考えられる乳幼児像のパターンを提案する。

パターン 1 乳児対応型

(対 象) 生後 1 週間～12 ヶ月未満の乳児

(ねらい) 分離体験をもって入所してくる子どもたちに、養育者との分離不安を自らの力で修復できる時期までの期間、厚い保護的環境を整えること。安全な環境で暮らしているという安心感を与えることが可能

パターン 2 被虐待児対応型

(対 象) 虐待体験のある乳幼児

(ねらい) 虐待を受けたことによる愛着障害を回復させ、愛着の再編成を図ること。安全な環境で暮らしているという安心感を与えることが可能

パターン 3 他者との関係性を築くまでの準備型

(対 象) 新たに施設で生活することになった乳幼児

(ねらい) 分離体験をもって入所してくる子どもたちが、他者を信頼し、養育者との愛着関係を築くまでの準備期間とすること。子どもの心の回復を図り、発達に必要な愛着形成と養育者との関係性構築が可能。

パターン 4 家庭に帰る機会が(少)ない子どもへの対応型

(対 象) さまざまな理由で、帰宅する機会の(少)ない乳幼児

(ねらい) 家庭に近い少人数の環境で、家庭を疑似体験し、家庭的養育を経験すること。家族とのふれあいや日常生活から学べることを伝えることが可能

パターン 5 家庭復帰、里親委託までの準備型

(対 象) 兄弟姉妹で同じ乳児院に生活する乳幼児。近日に親や家族、里親との生活が見込まれる乳幼児。

(ねらい) 養育の連続性を確保するための準備期間とすること。

パターン 6 病虚弱児・障害児対応型

(対 象) 知的障害のある乳幼児や、病虚弱児・障害児

(ねらい) 特に個別の対応が必要な子どもたちに、ケア環境を整えること。それぞれの子どもの発達ペースやニーズに対応することが可能

なお、それぞれのパターンからケア単位の小規模化を図り、より密接で家庭的な環境のもとで養育者が関わるためには、子どもの人数は 4 人までが適当である。

また、養育者が個々の子どもに一貫性をもって十分に関わるために、ケア単位あたりの職員配置は 1 対 1 であることが求められる。

D. 考察

1. 乳児院

全乳協は、平成16年に「乳児院におけるケア単位の小規模化に関する提案」を発表している（図1）。

特に全乳協では、（1）子どもの養育のあるべき姿が実現できる（乳幼児の養育の原則）、（2）分離体験を持つ子どもたちは、心を安定させることができ、（3）一般家庭に近い養育形態で愛着形成が実現できる、ことから小規模化を提唱している。

乳幼児期は、特定の養育者との愛着形成する時期であることはいうまでもない。さらに、その愛着関係を喪失して分離を体験した子どもが回復し、他者との信頼を持ち、安心感を与え、子どもと養育者との一貫性を持った愛着関係を持たせるためには、大規模集団での子どもの養育ではなくより小規模化が求められることは、全乳協の提案の通りである。また家庭的な生活の保障は、子どもの権利擁護の視点からも子どもの様々な信号行動や接近行動に迅速に対応できる養育者が常に近くにいることが必要である。既に乳児院の多くは個別担当制によって愛着形成に努めてきたことは評価できるが、既に小規模グループケアを取り入れた乳児院のヒアリングから、小規模化によって子どもの安定や安心感が深まることは顕著であるといわれている。

さらに前述の調査結果からは、子どもにとっての不利益から小規模化を進められないのではなく、①自治体と乳児院の認識が一致していないこと、②施設のハード面を整備するために必要な経済的な支援がないこと、③職員配置基準が十分ではなく職員の増員が必要なこと、などから小規模グループケアができていない施設が多く、小規模化は子どもにとってはメリットが多いものなのである。全乳協の提案を具現化する施設がさらに増えることで、すべての施設のケアの質的格差をなくし、子どもにとって最善のケアが提供することが求められる。そのためにも、①～③の課題を解消する

ことによって、子どもの生活の質を高めるよう、乳児院の小規模化をさらに推し進める必要があるだろう。

2. 児童養護施設

2000年5月厚生省児童家庭局長通知として出された「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」では、地域小規模児童養護施設を概ね以下のように規定している。

- ①長期にわたって家庭復帰が見込めない子どもを対象とすること
- ②子どもの人数は6名とし、現員5名を下回らないようにすること
- ③施設設備としては、日常生活に支障のないものを準備すること
- ④適切な援助、生活指導を行うことができる形態とすること
- ⑤専任職員として、児童指導員又は保育士を2名置くこと
- ⑥本体施設から援助が得られる場所で実施すること
- ⑦地域と良好な関係を築くよう積極的に努めること

まず、対象児童として「家庭復帰が見込めない子ども」とされているが、年齢や背景の異なる子どもが、この小集団を構成することとなる。それぞれの発達課題やライフステージに応じた生活援助をどのように展開するのか、具体的なケアプログラムは用意されておらず、その準備が今後の課題となるだろう。

特に家庭復帰が見込まれない子どもの背景として、被虐待体験がある子どもも考えられ、虐待を受けた子ども同士を複数で養育する小集団擁護の内容の検討が必要である。③は妥当であるが、④については地域小規模児童養護施設の子どもの人数6人の妥当性についても検討の余地がある。オーストラリアのファミリー・グループホームでは受け入れる子どもの数は3名以下であり、わが国

においても「児童養護施設の近未来像 part II」のモデルとなっている旭児童ホームでは、一ホーム当たりの子どもは4名以下にするように努めている。これは、小規模の特性をより活かすために行っている試みだが、「子どもの人数6名、5名を下回らない」ということの政策根拠以外の、子どもにとっての根拠はどこにあるのかは疑問である。さらに「適切な援助、生活指導が行えるように」とあるが、何が適切な援助や指導になるのか、養護の方法や理念などについて、施設内や職員間で一貫性をもっておく必要がある。⑤の職員配置の2名については住込み制を前提にしていると考えられるが、労働基準法との関係ではどうか。さらに、ファミリー・グループホームとして、夫婦による里親型の地域小規模児童養護施設の構想を取り入れ、拡大里親型のファミリー・グループホームを導入していくことも考えられる。⑥本体施設から援助が得られる場所で」とあるが、具体的にどのような援助やバックアップ体制がとるべきなのかの提示がここにはない。例えば「定期的なスーパービジョン」とか「本体施設職員との情報交換・職員会議を毎日行う」「FAXやe-mailを活用し、ホームの問題を施設全体で共有できるようとする」等といった具体的なバックアップ体制を示し、それに必要な国からの補助についても検討するべきであろう。⑦については児童指導員や保育士によるホーム運営でも可能であろうが、そこで実際に居住する住み込み制やファミリー・グループホームが積極的な地域関係の構築が可能であろう。

「小規模グループケア実施要綱」(2004)では、建物の間取りや本体施設との位置関係、必要な設備条件や職員数などの処遇体制等を規定することによって、個別的ケアを必要とする子どもたちの生活環境や体制を整え、子どもたちの発達や生活を保障することを目的としている。

また、社会保障審議会児童部会(2003)「『社会的養護のあり方に関する専門委員会』報告書」や全養協(2003)による「子どもを未来とするために」では、ケア形態に着目し、「施設の小規模化」

を推奨する内容となっている。

しかし、安易に小規模化することは、小規模ケア担当職員を孤立させる可能性も多い。小規模ケアは、子ども同士や職員-子ども間の関係が密接になりやすい分、担当職員の人間関係構築・調整力などの力量が強く問われる。また、こうした実践は、強い負担やストレスを伴うことが予想されるため、施設全体から職員に対するバックアップ体制の整備が必要である。

小規模化とは、単に子どもを少人数にしたり、地域に一軒家を設置し、そこに住まうといった「養育形態論」ではない。子どもを養育しケアするのは、人数規模や建物ではなく、そこでケアを担当する職員であり、またその職員と子どもとの間に構築される養育関係である。子どもと養育者との愛着関係をどのように構築していくのか、子どもに質の高いケアを提供するということは、どのような養護実践を意味するのかといった養護内容に関する視点をもたずに、人数や形態だけを小規模化しても、子どもの生活の質の向上にはつながらない。

建物形態やシステムが子どもを育てるのではない。人間を育てるものは人間である。こうした意味からも、「施設の子どもを育てる」という役割を担う職員のありようや支援体制については、もっと活発に検証・議論されるべきである。

これまで述べてきたことから、まず制度の改正に着手し、さらに子どもを養育することの意味について広く検討し、小規模化を推進していくような養護の理論的な構築が喫緊の課題である。社会的養護のもとで生活する子どもの権利と人権を護るために、これまで述べてきた抜本的改革が求められているといえる。

＜引用文献＞

- 1 全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会(2003)「子どもを未来するためにー児童養護施設の近未来(児童養護施設近未来像II 報告書)」。
- 2 高橋重宏、伊藤嘉余子他(2002)「児童養護施設職

- 員の職場環境に関する研究』『日本子ども家庭総研究所紀要』第38集
- 3 全国児童養護施設協議会(2005)「全国児童養護施設基礎調査」(平成17年4月1日現在)
- 4 庄司順一、尾木まり他(2006)「児童養護施設の小規模化の動向と課題」『平成17年度厚生労働科学

研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究 報告書』(主任研究者 庄司順一), pp. 43-79.

専門里親に関する調査

澁谷昌史 小山 修 庄司順一 菊池正敏 大和田夏美

A. 研究目的

昨年度に引き続き、社会的養護のあり方を考える上で重要な資源である里親の現状および里親制度を発展させるための課題を明らかにするために、里親の中でも養育経験豊富な専門里親を対象に調査を行った。

B. 研究方法

恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所で実施した専門里親認定研修（平成14～17年度）修了者356名を対象とした。

調査は質問紙法による。平成18年12月4日から25日までを調査期間とし、配布・回収とも郵送にて行った。調査内容は、昨年度のものを基本的に踏襲しながら、いくつかの項目を追加した。

C. 結果

1. 回収状況及び回答者の基本属性

256名から回答が得られ、すべて有効票であった（回答率71.9%）。

性別は、男性77名(30.1%)、女性176名(68.8%)、無回答3名(1.2%)と、女性が多かった（単純集計結果は巻末）。

年齢は、50歳代が124名(48.4%)と最も多く、次いで60歳代が71名(27.7%)、40歳代が41名(16.0%)、30歳代及び70歳代がいずれも10名(3.9%)であった。すなわち、50歳代以上の回答者が、全体の約80%を占めていた。

2. 養育里親としての経験

養育里親としての経験について、経験があると回答した者は230名(89.8%)であった。養育里親経験者に対して、1カ月以上養育した子どもの人数についてたずねたところ、「2人」が最も多く45名(19.6%)、次いで「6人～(9人)」が39名(17.0%)となっていた。そのほか、「1人」「3人」「4人」「5人」も10%以上で回答があり、「10人以上」に該当する回答者も26名(11.3%)いた。

また、そのうち被虐待児と思われた子どもの人数についてもたずねたところ、「0人」が65名(28.3%)であったことから、回答者の約70%が養育里親として被虐待児と思われる子どもを養育していたと考えられた。

そして、被虐待児かどうかにかかわらず実親との面会があった子どもの人数についてもたずねたところ、「0人」が71名(30.9%)であったことから、回答者の約70%が実親と面会のある子どもを養育した経験があることが示唆された。

以上のことから、専門里親になる人たちの養育里親経験については、委託を受けた子どもの人数という点では幅があるものの、被虐待経験を有している、実親と一定の交流を持っているという子どものバックグラウンド面で比較的共通性のあることがわかった。

3. 養育里親委託が適当な子ども

次に、養育里親として子どもを受託する場合、どういった子どもが適しているかをたずねた。

その結果、年齢については、「幼児」が適当であるとする回答が238名(93.0%)と最も多く、「乳児」「小学生」についても70%以上が適当である

と判断していた。一方、「中学生」には 98 名 (38.3%)、「高校生」には 79 名 (30.9%) が回答するにとどまっており、適当であるとあまり考えられていなかった。

次に、障害の有無及び程度についてであるが、「障害のない子ども」が 230 名 (89.8%) と最も多く、次いで「軽度の障害を持つ子ども」が 220 名 (85.9%) であった。「中程度の障害を持つ子ども」になると、108 名 (42.2%) と回答割合は半数以下になり、「重度の障害を持つ子ども」に至っては 31 名 (12.1%) にとどまった。

被虐待経験については、「被虐待経験のない子ども」が 219 名 (85.5%)、それとほぼ同数の 218 名 (85.2%) が「被虐待経験の影響が軽度な子ども」であり、「被虐待経験の影響が重度な子ども」になると 67 名 (26.2%) が受託可能であるとの判断を示すにとどまった。

最後に、実親との交流では、「交流のない子ども」に対する回答は 60 名 (23.4%) にとどまり、「実親と交流があっても構わない」が 146 名 (57.0%)、「1、2 (上記の二選択肢) 両方」が 48 名 (18.8%) となっており、約 3/4 の回答者が実親との交流の有無を問わない姿勢を示していた。

以上の結果から、一般的には、養育里親として受託をする場合には、思春期以前で、障害や被虐待経験の影響が軽度な子どもが適当であると考えられていること、実親との交流についてはあっても構わないという意識が多数を占めることが明らかであった。

4. 専門里親としての経験

回答者のうち 240 名 (93.8%) は、専門里親認定研修を終了後、専門里親として「認定されている」。一方、「認定されていたが今は継続していない」「認定されていない」「認定の申請をしていない」があわせて 16 名 (6.3%) を占めた。

「認定されている」「認定されていたが今は継続していない」と回答した者に、認定後の年数をたずねたところ、「2 年から 3 年未満」が 78 名

(32.0%)、「1 年から 2 年未満」「3 年以上」がほぼ同数でそれぞれ約 25% を占めた。

専門里親としての受託は、「ある」が 97 名 (39.8%) で、「ない」147 名 (60.2%) を明らかに下回った。

「ある」と回答した者に、1 カ月以上養育した養育した子どもの人数についてたずねたところ、「1 人」が最も多く 50 名 (51.5%)、次いで「2 人」が 23 名 (23.7%) となっており、そのほかの回答よりも多くの割合を占めた。

また、そのうち被虐待児と思われた子どもの人数についてもたずねたところ、「0 人」が 14 名 (14.4%) であったことから、専門里親として委託を受ける場合には、被虐待経験を有する子どもである場合が圧倒的に多いことがわかった。

また、同様に、非行の子ど�数についてもたずねたところ、この項目に対しては「0 人」が 66 名 (68.0%) と最も多く、次いで「1 人」が 23 名 (23.7%) であった。

5. 専門里親制度について

昨年度の調査で制度改正に対する要望が強かった「委託人数が 2 人までという制度の改正」については、専門里親制度特有の問題でもあることから、本年度はさらに詳細に選択肢を用意して、当事者である専門里親の意識を調査した。

昨年度は 30 名 (78.9%) の回答者が専門里親制度発展のために不可欠と回答したが、本年度は「そのときすでに養育している状況（子どもの人数や年齢、養育の大変さなど）によってちがうので、委託する子どもの人数は里親が希望できるようにするのがよい」が 154 名 (63.1%) と最も多かった。なお、「里親の養育状況やこれから委託したい子どもの状態にもとづいて、委託する子どもの人数を児童相談所が決めるようにすればよい」が 45 名 (18.4%) にとどまっていることから、委託人数に関する規制緩和を行う場合には、里親の意思が十分に反映されることを、里親自身は望んでいることがわかる。

ただし、こうした回答状況がある一方で、「虐待を受けた子どもは、養育が難しいことが多く、愛着関係を重視するためにも現行のままで（子どもの数は1人または2人まで）よい」が96名（39.3%）を占めており、半数には至らないまでも、少なくない専門里親が、2名という制限を適当なものと見なしていることもわかった。

次に、専門里親の2年ごとの更新についてたずねた。「更新期限は不要である」が88名（36.1%）に加え、「2年は短すぎるので3年以上にするのがよい」が69名（28.3%）であったことから、半数以上は改正を望んでいることがわかった。一方、「現行のままでよい」は69名（28.3%）となっており、1/4以上の専門里親は、2年ごとの更新に意味を見出していると考えられる。

次に、児童相談所との関係についてたずねたところ、「良好である」が138名（56.6%）、「良好でも不良でもない」が89名（36.5%）となっており、「不良である」は9名（3.7%）にとどまった。

昨年度同様、専門里親制度を発展させるためにはどのようなことが必要と思うかについて、行政側の対応や社会の理解、制度の改革の必要性についてなど14項目（「その他」を含む）をあげて回答を求めた。

その結果、「専門里親への委託についての児童相談所の積極的な姿勢」を筆頭に、「専門里親制度についての都道府県・市の積極的な姿勢」「里親への支援の充実」「里親制度に対する社会の理解」「児童福祉司の専門性の向上」「里親への研修の充実」の6項目に、半数以上の者が回答した。行政（児童相談所を含む）、社会、そして里親自身それぞれに対して、不足感を感じていることがうかがわれる。

また、1/3にあたる33%以下の回答率であった項目は、「その他」のほか、「里親会の活動の充実」と「委託人数が2人までという制度の改正」に限られた。本設問の結果だけ見れば、委託人数の問題は、改正優先順位としてはあまり高くないことがうかがえる結果であった。

6. 里親を継続してきた理由

最後に、里親を継続してきた理由について、11項目（「その他」を含む）から回答を求めた。

最も多かったのは、「子どもが好きだから」で159名（62.1%）、次が「子どもの福祉のため」で140名（54.7%）であった。また、「生活に張りが出るから」「社会の役に立ちたかったから」「子どもがいると家庭が明るくなるから」も相対的に高い回答割合を占めた。

D. 考察

専門里親継続研修に参加した専門里親を対象に、養育里親制度、専門里親制度についての調査を行った。今回の調査は、里親の中でも養育実績の豊富な、問題意識を明確にもった人たちだと思われる。しかも、昨年度以上に、調査対象者を広げることができた。福祉行政報告例によれば、平成18年3月31日現在の登録専門里親数は322名であるが、本年度調査は、その多くをカバーした、悉皆調査に準ずるようなものであったといえる（ただし、本調査は認定研修修了者であって、認定なし登録手続きが完了していない者も一部に含まれていると考えなければならない）。

以下、調査結果を通して、何項目かにわたり、調査結果の分析を進める。なお、分析にあたって、クロス集計及びカイ二乗検定を行ったが、有意差が得られたものはきわめて限られており、専門里親制度の発展のために意味のある傾向は見られなかつた（巻末に有意差が得られた項目の一覧を示す）。

1. 専門里親の活用促進について

昨年度は、「専門里親として登録しても被虐待児を養育することができない場合も多い。今回の研修参加者（調査対象者）では、専門里親としての養育経験があるのは4割弱にすぎない。つまり、専門里親は十分には活用されていないといえよう」と

調査結果から指摘をした上で、「専門里親の委託率を高めるのは、まずすでに養育里親として委託を受けた子どもが被虐待児であるならば、専門里親としての委託に切り替える（追認する）ことが考えられる」と提言を行った。

本年度も、昨年度同様、専門里親としての経験があるという回答は40%に満たなかった。これにはいくつかの理由が考えられる。

一つは、専門里親への受託に児童相談所が消極的、あるいは慎重であることが考えられる。被虐待児はさまざまな行動上の問題をあらわし、家庭（専門里親家庭）での養育が可能か、適しているかということへの判断があろう。また、被虐待児の親の中には激しい攻撃的言動を示したり、強制引き取りを示唆するものもあり、こうした実親の状況が子どもの里親委託を慎重にさせることもある。

二つ目の理由は、里親委託率の問題を論じるときにもあることだが、子どものニーズを中心に考えた場合、80-90%まで委託がなされてしまっているよりも、適当に選択肢が残っている状態の方が好ましいということができよう。したがって、子どもにとって望ましい委託を慎重に進めている結果であるという解釈が成り立つ。

三つ目の理由として、すでに養育家庭として受託をしており、これ以上の受託は諸般の事情に鑑みて困難であるという場合が考えられる。確かに、実子や養子縁組をした子どもあるいは養育里親として受託をしている子どもなどに加えて、専門里親委託対象となるような子どもを受け入れるとなると、物理的な環境もある程度整備されなければならないし、養育方法も変わってくる可能性がある（たとえば、保育士や児童指導員養成においては、多かれ少なかれ、いわゆるグループワーク論を学習する中で、グループ・ダイナミクスなどの知識を得ている）。こうした配慮なしに委託を行うことは難しいという見方もできよう。

四つ目の理由として、実際にはこれら回答者のもとにも専門里親委託が適当な子どもが委託されているにもかかわらず、その委託が養育家庭とし

ての委託とされてしまっている可能性が考えられる。本調査からも明らかなように、実際には、養育家庭にも、被虐待児を含め、専門里親への委託対象となるような、特別な配慮が必要と思われる子どもたちが委託されている。委託基準が整理されていない中で、措置権者が「従来も養育里親で委託してきたのだから、今後も同じように」あるいは「すでに養育里親への委託をしているケースをわざわざ専門里親に切り替える必要もない」という判断をしていないとも限らない。

こうした要因のどれがどの程度当てはまるのかは、本調査からは断言しかねるが、委託基準のガイドライン化による養育里親と専門里親との住み分けを明確にしていくこと、それに伴って、被虐待児をすでに養育里親として委託している場合に専門里親委託への切り替えを行っていくことが必要であろう。こうした細かな運用上の細則を詰めながら、実際にに行っている社会的な養護活動に見合った社会的地位と手当、研修、その他の社会的サポートを保障していくことが大切である。

2. 子どものライフステージに応じた里親の活用と児童相談所の役割

本研究のテーマである「子どものライフステージ」という観点からは、一律に法制度上で委託年齢を制限すべきであるとまではいえないものの、思春期に入り、いわゆる「自分探しの旅」に出てしまってからの委託は、やはり困難である場合が少なくないと考えられる。本調査でも、中学生以上の委託に対してはネガティブな反応が強く見られたが、里親家庭という小規模で文字通り家庭的な雰囲気の中で「旅」に出る前の安全基地を形成しておく方が、子どもの安心感の醸成という観点からも好ましいのではないかと考えられる。

仮に、思春期以降の子どもを委託する場合には、子どもの過去あるいは自らの原家族への思いを整理するために必要な援助を児童相談所や施設は惜しみではなく、むしろ積極的に生い立ちに関する告知をしていきながら、子ども自身のエネルギー

ーが自己への不安で消耗されてしまわないようにしていかなければならぬであろう。

しかし、現状では、本調査結果にも見られるように、児童福祉司の専門性への信頼は決して厚いものではない。児童福祉司の忙しさを認識し、児童相談所との関係を良好なものに保ちつつも、「里親制度に積極的に取り組んで欲しい」「委託をして欲しい」「里親養育の実際にもっと目を向けて、里親の意見も今以上に聴いて欲しい」「真剣に子どものことを考えて欲しい」など、今以上の対応能力を児童福祉司に求め、不満を鬱積させる里親の姿が、本調査結果あるいは専門里親認定研修経験からは見えてくる。

したがって、里親委託は一定の年齢を目安として行うようにし、思春期の子どもたちの自立支援プログラムは別途開発しながら、それを実行できる（専門）里親、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、医師等を養成していくとともに考えなければならないだろう。

3. 専門里親の認定・研修について

厚生労働省の調べによれば、里親研修事業は基礎研修、応用研修ともかなりの都道府県で行われている。しかし、日本子ども家庭総合研究所で行

った調査を見ると、平成14年度の里親制度改革は、里親の初期研修に影響を及ぼしていないことが明らかにされている¹⁾。また、専門里親認定及び継続研修を実施している経験から、専門里親用の研修プログラムは、都道府県レヴェルではほとんど開発がなされていないと考えられる。

本調査では、研修に対するニーズは高いことが明らかになった。里親養育は、各地域の社会資源や里親制度の発展状況、あるいは児童相談所や児童福祉施設の協力体制などにも影響されることから、都道府県ごとに専門里親研修プログラムが組めないか、前向きに検討をする必要があろう。

＜引用文献＞

- 1) 濵谷昌史、庄司順一、小山修ほか「里親への初期研修の実態（調査報告）」、『里親と子ども』vol.1、pp. 70-79、2006.

単純集計結果

問1 性別

男	77	30.1
女	176	68.8
無回答	3	1.2
総数	256	100.0

問2 年齢

30歳代	10	3.9
40歳代	41	16.0
50歳代	124	48.4
60歳代	71	27.7
70歳代	10	3.9
総数	256	100.0

問3 養育里親の経験

ある	230	89.8
ない	25	9.8
無回答	1	0.4
総数	256	100.0

問3 1-a 1ヶ月以上養育した子ども数

0人	3	1.3
1人	36	15.7
2人	45	19.6
3人	35	15.2
4人	25	10.9
5人	21	9.1
6人～	39	17.0
10人～	14	6.1
20人～	9	3.9
30人～	3	1.3
総数	230	100.0

問3 1-b その中で被虐待児と思われる子ども数

0人	65	28.3
1人	57	24.8
2人	46	20.0
3人	26	11.3
4人	13	5.7
5人	10	4.3
6人～	9	3.9
10人～	4	1.7
総数	230	100.0

問3 1-c 被虐待児にかかわらず、実親と面会のあつた子ども数

0人	71	30.9
1人	63	27.4
2人	36	15.7
3人	25	10.9
4人	12	5.2
5人	3	1.3
6人～	9	3.9
10人～	6	2.6
20人～	5	2.2
総数	230	100.0

問4 養育里親が受託する子ども

問4-1 年齢について

	複数回答	
乳児	186	72.7
幼児	238	93.0
小学生	187	73.0
中学生	98	38.3
高校生	79	30.9
無回答	3	1.2
総数	256	100.0

問4-3 被虐待経験について

	複数回答	
被虐対経験のない子ども	219	85.5
被虐対経験の影響が軽度な子ども	218	85.2
被虐対経験の影響が重度な子ども	67	26.2
無回答	2	0.8
総数	256	100.0

問5 専門里親としての認定

認定されている	240	93.8
認定されていたが今は継続していない	4	1.6
認定されていない	3	1.2
認定の申請をしていない	9	3.5
総数	256	100.0

問7 専門里親としての受託

ある	97	39.8
ない	147	60.2
総数	244	100.0

問7 1-b その中で被虐待児と思われる子ども数

0人	14	14.4
1人	50	51.5
2人	17	17.5
3人	8	8.2
4人	5	5.2
無回答	3	3.1
総数	97	100.0

問4-2 障害について

	複数回答	
障害のない子ども	230	89.8
軽度の障害をもつ子ども	220	85.9
中等度の障害を持つ子ども	108	42.2
重度の障害をもつ子ども	31	12.1
無回答	2	0.8
総数	256	100.0

問4-4 実親との交流について

交流のない子ども	60	23.4
実親と交流があってもかまわない	146	57.0
1、2両方	48	18.8
無回答	2	0.8
総数	256	100.0

問6 認定後の年数

1年未満	41	16.8
1年から2年未満	62	25.4
2年から3年未満	78	32.0
3年以上	63	25.8
総数	244	100.0

問7 1-a 1ヶ月以上養育した子ども数

0人	4	4.1
1人	50	51.5
2人	23	23.7
3人	8	8.2
4人	8	8.2
6人	1	1.0
無回答	3	3.1
総数	97	100.0

問7 1-c その中で非行の子ども数

0人	66	68.0
1人	23	23.7
2人	2	2.1
3人	3	3.1
無回答	3	3.1
総数	97	100.0

問8 専門里親が受託する子どもの制限について

複数回答

虐待を受けた子どもは、養育が難しいことが多く、愛着関係を重視するためにも現行のままで(子どもの数は1人または2人まで)よい	96	39.3
「2人まで」という枠はなくすべきである	58	23.8
そのときすでに養育している状況(子どもの人数や年齢、養育の大変さなど)によってちがうので、委託する子どもの人数は里親が希望できるようにするのがよい	154	63.1
里親の養育状況やこれから委託したい子どもの状態にもとづいて、委託する子どもの人数を児童相談所が決めるようにすればよい	45	18.4
その他	17	7.0
無回答	3	1.2
総数	244	100.0

問9 専門里親の2年ごとの更新について

現行のままでよい	69	28.3
2年は短すぎるので3年以上にするのがよい	69	28.3
更新期限は不要である	88	36.1
その他	14	5.7
無回答	4	1.6
総数	244	100.0

問10 児童相談所との関係

良好である	138	56.6
良好でも不良でもない	89	36.5
不良である	9	3.7
その他	7	2.9
無回答	1	0.4
総数	244	100.0

問11 今後、専門里親制度を発展させるために必要なこと

複数回答

専門里親への委託についての児童相談所の積極的な姿勢	187	76.6
専門里親制度についての都道府県・市の積極的な姿勢	168	68.9
児童相談所の児童福祉司の増員	115	47.1
児童福祉司の専門性の向上	129	52.9
児童相談所の児童心理司の増員	94	38.5
児童心理司の専門性の向上	97	39.8
施設との連携	102	41.8
里親会の活動の充実	77	31.6
里親への研修の充実	126	51.6
里親への支援の充実	157	64.3
委託人数が2人までという制度の改正	72	29.5
委託期間が原則2年間という制度の改正	119	48.8
里親制度に対する社会の理解	157	64.3
その他	35	14.3
総数	244	100.0

問12 里親を継続してきた理由

複数回答

子どもが好きだから	159	62.1
子どもの福祉のため	140	54.7
社会の役に立ちたかったから	102	39.8
子どもがいなかったから	42	16.4
宗教上の理由	26	10.2
養子が欲しかったから	21	8.2
家族を増やしたかったから	35	13.7
生活に張りができるから	107	41.8
子どもがいると家庭が明るくなるから	97	37.9
里親会活動が楽しいから	40	15.6
その他	50	19.5
無回答	28	10.9
総数	256	100.0

カイニ乗検定で有意差の見られたもの

		クラメールの連関係数	カイニ乗値	自由度	P値
問1 性別	問2 年齢	0.2393	14.491	4	0.0059
問2 年齢	問3 養育里親受託経験	0.2361	14.2085	4	0.0067
問3 養育里親受託経験	問6 専門里親認定後の年数	0.2222	11.9947	3	0.0074
問3 養育里親受託経験	問10 児相との関係	0.1816	7.9777	3	0.0465
問4-4 実親との交流	問10 児相との関係	0.1693	13.8174	6	0.0317
問5 専門里親としての認定	問2 年齢	0.2178	36.4423	12	0.0003
問5 専門里親としての認定	問3 養育里親受託経験	0.251	16.065	3	0.0011
問6 専門里親認定後の年数	問7 専門里親受託経験	0.2452	14.6693	3	0.0021
問9 認定後2年おきの更新について	問3 養育里親受託経験	0.2496	14.8844	3	0.0019

専門里親制度に関する調査

問1 あなたの性別

1. 男 2. 女

問2 あなたの年齢

1. 30歳代 2. 40歳代 3. 50歳代 4. 60歳代 5. 70歳代

養育里親についてうかがいます

問3 あなたは養育里親の経験がありますか。

1. あ る (aからcについてもお答えください)
- 1ヶ月以上養育した子どもは何人いますか _____人
 - その中で被虐待児と思われる子どもは何人いましたか _____人
 - 被虐待児にかかわらず、実親と面会のあった子どもは何人いましたか _____人
2. な い

問4 里親制度の普及が求められていますが、乳児院、児童養護施設、グループホームなどとの役割分担も課題になっております。養育里親が受託する子どもは、どのような条件がよいとお考えですか。

問4-1. 年齢について (いくつでも○をつけてください)

1. 乳児（0歳） 2. 幼児 3. 小学生 4. 中学生 5. 高校生

問4-2. 障害について (いくつでも○をつけてください)

- 障害のない子ども
- 軽度の障害をもつ子ども（普通学級での対応が可能な子ども）
- 中等度の障害をもつ子ども（障害児学級での対応が可能な子ども）
- 重度の障害をもつ子ども（養護学校、医療的ケアが必要な子ども）

問4-3. 被虐待経験について (いくつでも○をつけてください)

- 被虐待経験のない子ども
- 被虐待経験の影響が軽度な子ども（児童相談所の指導で対応）
- 被虐待経験の影響が重度な子ども（心理的、精神医学的治療が必要）

問4-4. 実親との交流について

- 交流のない子ども
- 実親と交流があってもかまわない

専門里親についてうかがいます

問5 あなたは専門里親として認定されていますか。

1. 認定されている
 2. 認定されていたが今は継続（更新）していない
 3. 認定されていない
 4. 認定の申請をしていない
- } 3, 4に○をつけた方は問12へすすんでください。

問6 専門里親に認定されて何年になりますか。

1. 1年未満
2. 1年から2年未満
3. 2年から3年未満
4. 3年以上

問7 専門里親として子ども（被虐待児など）の委託を受けたことがありますか（現在、養育している子どもを含みます）。

1. あ る (aからcについてもお答えください)
 - a. 1ヶ月以上養育した子どもは何人いますか _____人
 - b. その中で被虐待児と思われる子どもは何人いましたか _____人
 - c. その中で非行の子どもは何人いましたか _____人
2. な い

問8 現在の制度では、専門里親が委託を受ける子どもの数は2人までとなっています。このことについて、あなたはどのようにお考えですか（いくつでも○をつけてください）。

1. 虐待を受けた子どもは、養育が難しいことが多く、愛着関係を重視するためにも現行のままで（子どもの数は1人または2人まで）よい
2. 「2人まで」という枠はなくすべきである
3. そのときすでに養育している状況（子どもの人数や年齢、養育の大変さなど）によってちがうので、委託する子どもの人数は里親が希望できるようにするのがよい
4. 里親の養育状況やこれから委託したい子どもの状態にもとづいて、委託する子どもの人数を児童相談所が決めるようにすればよい
5. その他 (_____)

問9 専門里親は、認定を受けた後2年おきに更新することになっています。このことについて、あなたはどのようにお考えですか。

1. 現行のままでよい
2. 2年は短すぎるので3年以上にするのがよい
3. 継続研修の受講が義務づけられているので更新期限は不要である
4. その他 (_____)

問10 あなたと児童相談所との関係はいかがですか。

1. 良好である
2. 良好でも、不良でもない
3. 不良である（具体的に_____）
4. その他 (_____)

問 11 今後、専門里親制度を発展させるためにはどのようなことが必要だと思いますか（いくつでも○をつけてください）。

1. 専門里親への委託についての児童相談所の積極的な姿勢
2. 専門里親制度についての都道府県・市の積極的な姿勢
3. 児童相談所の児童福祉司の増員
4. 児童福祉司の専門性の向上
5. 児童相談所の児童心理司の増員
6. 児童心理司の専門性の向上
7. 施設との連携
8. 里親会の活動の充実
9. 里親への研修の充実
10. 里親への支援の充実
11. 委託人数が2人までという制度の改正
12. 委託期間が原則2年間という制度の改正
13. 里親制度に対する社会の理解
14. その他（_____）

養育里親または専門里親として、1ヶ月以上子どもを受託した経験がある方にうかがいます

問 12 あなたはこれまでに里親をやめないで、継続してきたのはどうしてですか（いくつでも○をつけてください）。

1. 子どもが好きだから
2. 子どもの福祉のため
3. 社会の役に立ちたかったから
4. 子どもがいなかったから
5. 宗教上の理由
6. 養子が欲しかったから
7. 家族を増やしたかったから
8. 生活に張りができるから
9. 子どもがいると家庭が明るくなるから
10. 里親会活動が楽しいから
11. その他（_____）

問 13 現在の里親制度を発展させるために、制度上どのようなことが必要だと思いますか。ご自身の考えを自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）（H17-子ども-004）
子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者：庄司順一）

分担研究報告 2

愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発

分担研究者 藤岡孝志

日本社会事業大学 教授

研究要旨

虐待等により愛着形成に障害をおった子どもと、その養育支援を行う大人（施設職員、里親等）との間の関係形成をはかり、促進するためのプログラムの作成を目的とした。本年度は具体的なプログラムを作成し、それらを実際のケースに適用すること前提に、更なるヒアリングを行った。

本研究で作成したプログラムは、多くの面で活用できると考えられる。今後は、これらのプログラムが様々なところで活用され、改善されていくことが望まれる。

研究協力者

加藤尚子（目白大学）

A. 研究目的

虐待等で愛着形成に障害をおった子どもと、その養育支援を行なう大人（施設職員、里親等）との間の愛着形成をはかり、促進するためのプログラムを作成することを目的として研究を行なった。

B. 研究方法

平成 17 年度においては、プログラム作成の準備として、プログラムの対象となる①施設職員、②児童相談所の養育家庭支援職員、③養育家庭、に対して、プログラムに対するニーズと子どもの養育における困難、子どもとの愛着関係を深める方法についてのヒアリングを行なった。また、内外の文献を収集し、愛着形成をはかるプログラムについて、文献的考察を行なった。

それらを踏まえ、平成 18 年度は、具体的なプロ

グラムを作成し、それらを実際のケースに適用すること前提に、更なるヒアリングを行った。

C. 結果

児童養護施設における愛着形成プログラム、子育て支援における愛着形成プログラム、里親支援における愛着形成プログラム、修復的愛着療法のプロセス分析、夫婦の対する愛着コミュニケーション訓練プログラムの開発の 5 プログラムを作詞した。

なお、プログラムの内容は、①子どもの状態のアセスメント、②養育者へのペアレンティング技法・心理教育、③養育者と子どものそれぞれが抱える愛着上の課題及び愛着の修復へのアプローチ、④相互の愛着関係の深化を図るアプローチ、⑤養育者のチーム、養育家庭のパートナー内での連携の支援、などでの視点を踏まえたものとして構成

されている。

D. 考察

本研究で作成したプログラムは、多くの面で活用できると考えられる。今後は、これらのプログ

ラムが様々なところで活用され、改善されていくことが望まれる。

愛着形成プログラム適用のための留意点を検討するための実践の場をえつつ、かつ、プログラムをさらに精選させていかなければないと考えている。